

令和7年 糸魚川市内の農地の賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結・公告された農地（田）の賃貸借における10a当たりの賃借料の水準は次の表のとおりです。

「賃借料情報」は賃借料の範囲を定めるものではありません。個々の事情を勘案して貸し手・借り手で話し合い決めてください。

※地域によっては、農地の利用調整を図るためのルールや目安となる賃借料を設定する場合があります。

【令和7年賃借料情報】

(田 10a当たり)

地区名	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数 (筆数)
浦本地区	—	—	—	—
下早川地区	9,400	25,800	6,300	99
上早川地区	7,400	13,000	3,000	116
大和川地区	9,100	10,000	7,000	19
西海地区	7,000	10,000	2,700	256
糸魚川地区	—	—	—	—
大野地区	9,200	12,100	8,000	93
根知地区	8,000	17,400	4,000	146
小滝地区	—	—	—	—
今井地区	8,900	12,000	5,000	59
磯部地区	9,200	10,000	5,000	116
能生地区	—	—	—	—
能生谷地区	9,400	18,600	5,000	47
木浦地区	—	—	—	—
青海地区(全域)	—	—	—	—

- *1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- *2 著しく高額又は低額な契約、無償の貸借契約はデータから除外しています。
- *3 平均額は、10a当たりの金額の平均値です。
- *4 申請件数の少ない地域は表示していません。
- *5 物納(お米)については、集計対象外です。
- *6 平成21年の農地法改正により標準小作料制度は廃止されました。

ご不明な点は農業委員会までお問い合わせください。